

新型コロナウイルス感染症への対応に係る 県立学校における教育活動の指針

(Ver. 4 3月8日～)



栃木県教育委員会

令和3年3月5日

1 基本的な考え方

(1) 臨時休業から学校再開後まで

県立学校では、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、始業式の翌日から臨時休業が実施された。その後、5月14日に本県が国の緊急事態宣言の対象区域から外れたことを受け、5月31日までとしていた県立学校の臨時休業を5月24日までに短縮した。これにより5月25日から31日までの期間は、臨時休業中に実施していた分散登校を引き続き行い、6月1日以降においては、通常登校とし授業を実施することとした。なお、特別支援学校については、各学校の実情を踏まえた対応とした。(5月15日付け高教第200号「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の臨時休業の短縮について(通知)」)

文部科学省では、緊急事態宣言の対象から外れたとしても、「学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じる必要はあるが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要」であり、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切である」としている(5月15日付け2文科初第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)」)。

本県としても、こうした考え方を踏まえ、学校再開後の教育活動に関する基本的な考え方を次の3点に集約した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 本県の警戒度に応じて、適切な教育活動を実施すること② 感染症対策を講じながら、最大限の学びの保障を実現すること③ 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行うこと |
|--|

また、これまで、以下のとおり、県立学校における対応指針を策定、改訂してきた。

〈策定、改訂の経緯〉 ※ () は主な改訂内容

令和2年5月26日 「臨時休業中の学校運営に関する県立学校の指針」策定

6月5日 改訂(家庭との連携等について)

6月24日 改訂(学校行事、ICT活用、マスク着用等について)

7月28日 改訂(県の警戒度変更に対する「通常登校」の継続等について)

8月19日 改訂(県の警戒度設定の見直しに伴う学校の対応等について)

令和3年1月8日 「臨時休業中の学校運営に関する県立学校の指針」を改め、

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針」策定

1月22日 改訂(国の緊急事態宣言の対象区域を踏まえた学校の対応等について)

2月4日 改訂(国の緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた学校の対応等について)

3月5日 改訂(県の警戒度変更に伴う学校の対応等について)

(2) 本県の警戒度に応じた教育活動の展開

本県では、新型コロナウイルス感染症対策分科会が政府に行った提言を受け、より細かな数値の変化で県内の警戒度レベルを確認できるようにするため、令和2年8月12日の県対策本部会議において県が独自に設定している警戒度に関する判断基準の見直しを行い、これまで4指標3段階だった判断基準を7指標4段階に改め、これにより感染防止対策の対応段階を総合的に判断することとした。

この新たな基準に基づき、8月12日時点で本県における警戒度レベルは「感染拡大注意」とされ、11月25日には「感染嚴重注意」、12月30日には「特定警戒」に引き上げられた。

さらに、国が1月7日に再び緊急事態宣言を発し、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を対象区域とし、1月13日には本県を含む7府県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が加えられたが、県立学校の対応としては、通常登校を継続することとした。2月8日以降には、本県が緊急事態宣言の対象区域から除外されたが、警戒度レベルは引き続き「特定警戒」とされた。

3月5日の県対策本部会議において、本県独自の警戒度基準（行動基準を含む）について、国分科会による6つの指標に合わせた改定を行い、警戒度レベルは、県版ステージ2「感染注意」とされた。

表1 本県における警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

			国(県) ステージ4 (緊急事態措置)	国(県) ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」
医療提供体制等の負荷	病床の ひっ迫 具合	病床使用率	50% 以上	20% 以上	15% 以上	10% 以上	10% 未満
		重症病床 使用率	50% 以上	20% 以上	15% 以上	10% 以上	10% 未満
	人口10万人あたりの 全療養者数		25人 以上	15人 以上	5人 以上	2.5人 以上	2.5人 未満
監視体制	検査陽性率		10% 以上	10% 以上	5% 以上	3% 以上	3% 未満
感染の状況	人口10万人あたりの 新規感染者数		25人 以上	15人 以上	5人 以上	2.5人 以上	2.5人 未満
	新規感染者数の直近1週 間と先週1週間の比較		1.0 超	1.0 超	1.0 超	1.0 超	1.0 以下
	感染経路不明割合		50% 以上	50% 以上	40% 以上	30% 以上	30% 未満

表2 警戒度に応じた措置・要請（想定）

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要	【緊急事態措置として講じうる措置】 ・事業者に時短要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・県民に外出自粛要請 ・イベント開催制限～停止 など ※国による緊急事態措置区域の指定前で

	な状況。	も同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	【まん延防止等重点措置として講じうる措置】 ・事業者に時短要請(命令、過料(20万円)) ・県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・イベント開催制限 など ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・県民に感染が拡大している地域(緊急事態措置区域、重点措置区域)への不要不急の移動は避けることを要請 ・県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版ステージ2 「感染注意」		・県民に感染が拡大している地域(緊急事態措置区域、重点措置区域)への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版ステージ1 「感染観察」	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	各ステージ共通事項 ・県民に対して感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・感染状況に応じたイベント開催制限(イベント開催時の必要な感染防止策に留意)

2 学校における教育活動の実施

児童生徒の全国の感染状況の分析によると、高校生は「感染経路不明」の割合が高く、特に高等学校段階においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、学校においてしっかり指導することが必要である。また、同一の学校において5人以上の感染者が確認された事例は高等学校に多く、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう指導することが必要である。

児童生徒・教職員に感染者がいたとしても、感染症対策を十分に行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げるができることから、気を緩めることなく感染対策を今後もしっかりと行っていく必要がある。

また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要である。

(1) 学校行事の実施

① 修学旅行

(ア) 修学旅行については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年1月29日、一般社団法人日本旅行業協会）を参考に、旅行業者、宿泊施設、バス会社等と十分な打合せを行い、旅行内容等について、十分な感染症対策が講じられるよう検討する。

(イ) 修学旅行の中止または変更の基準については、「目的地等の感染状況を踏まえた修学旅行の実施について（通知）」（令和2年12月10日付け学安第684号）によることとし、以下に示す②の（エ）を踏まえる。

(ウ) 修学旅行実施上の感染症対策について、旅行業者と連携して、保護者・児童生徒に十分な説明をし理解を得る。その際、キャンセル料発生の可能性についても丁寧に説明しておく。

② 修学旅行以外の校外での教育活動

行き先の感染リスクを確認するとともに、県民に対して不要不急の外出自粛要請が出されている状況においては、実施の可否を慎重に判断する。ただし、本県が緊急事態宣言の対象区域となっている場合には、校外での教育活動を原則行わない。

(ア) バス等による移動を伴う場合は、マスクを着用し、車内の換気に十分注意する。また、貸切バスの利用を検討する場合には、「修学旅行等の学校行事におけるバスの利用について」（令和2年10月14日付け文部科学省事務連絡）を参考とし、必要に応じて、児童生徒・保護者にリーフレット及び相談窓口一覧を配付するなどにより、安全性の周知に努める。

(イ) 合宿等の宿泊については、感染症対策を徹底するため、宿泊施設等と十分な打合せを行い、健康指導を含めた事前の指導を行い、保護者の同意を得た上で実施する。また、実施する際には、健康観察シート等を活用して参加者の健康観察を行い、児童生徒の状況（体温・体調）を把握し、発熱等の風邪の症状がある者は参加を見合わせる。

(ウ) 就業体験活動（インターンシップ）等を実施する場合には、受け入れる企業等の意向を十分に確認した上で、内容変更の必要性や実施の可否などを検討する。中止の場合は、キャリア教育の観点から、就業体験に代わる学習機会を検討する。

(エ) 県外での教育活動については、本県の感染状況はもとより、活動場所となる都道府県が自らの地域の感染状況をどのように判断し、住民に対しどのような協力要請を行っているか等を踏まえて慎重に判断することとし、次のいずれかに該当する場合には、中止又は変更（活動場所や日程等）を行うことを前提に実施の可否を検討することとする。

【中止又は変更の判断基準】

- (1) 栃木県内の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条又は第45条に基づき、栃木県知事から県民に対し、県外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- (2) 活動場所となる都道府県全域又は一部地域の感染状況を踏まえ、特措法第24条又は第45条に基づき、当該都道府県知事から住民に対し、地域外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。

(3) 活動場所となる都道府県全域又は一部の地域について、感染が急速に拡大していることにより、当該知事が、政府分科会による警戒レベルのステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達した地域（「感染が拡大している地域（感染拡大地域）」）と判断した場合。

〈県外での教育活動の例〉

- 修学旅行
- 宿泊を伴う活動（スキー教室、学習合宿等）
- 宿泊を伴わない活動（遠足、課題研究発表会、ボランティア活動、弁論大会等）
- 部活動の遠征や合宿等（日帰りを含む）

（２）学校生活の場面ごとの留意事項

登下校

- ① 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、できるだけ会話を控え、大声での会話はしない。また、顔をできるだけ触らず（触った場合は顔を洗う）、降車後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う。
- ② 自転車や徒歩の場合は、密接とならないようにする。
- ③ スクールバスでの登下校に際しては、乗車前に教職員等が児童生徒の健康状態を確認する。
- ④ 校門や昇降口等での密集が起こらないよう配慮する。
- ⑤ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため、屋外で人との十分な距離が確保できる場合には、マスクを外すようにする。

休み時間・昼休み

休み時間中は、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させ、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

- ① 会話をする際には、一定程度距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- ② 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食中は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしないなどの対応が必要である。特に、高等学校等で弁当を持参する場合、生徒同士の昼食の場面で感染が疑われる事例もあることを踏まえ、飛沫を飛ばさないような席の配置や距離がとれなければ会話を控えるなどの工夫をする。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

清掃活動

消毒により全てのウイルスを死滅させることは困難であるため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

- ① 換気の良い状況で、マスクを着用した上で行うようにする。
- ② 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにする。
- ③ 清掃時に消毒を行う場合には、本指針６の（１）⑥による。

部活動

県教委が別途定める「部活動実施に係る対応マニュアル」(2020.7.28 ver3) 及び各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえることとし、特に、休憩時間、部室等での更衣、ミーティング等において、マスクなしの近距離での会話、会話しながらの飲食、部室等の狭い空間での密集等を避けるよう児童生徒への指導を徹底する。

また、遠征、合宿、練習試合、大会への参加等については、次の通知による。

- ・県外での活動に関すること

「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動の実施について（通知）」

(令和3年2月1日付け高教第1122号)

- ・県内での活動に関すること

「不要不急の外出自粛要請中における県内での部活動について（通知）」

(令和3年1月5日付けスポ振第514号)

週休日等の活動

本県が緊急事態宣言の対象区域となっている場合には、補習や課外授業等は原則行わない。ただし、週休日等の実施がやむを得ない活動としては、次のようなものが考えられる。

- ・模試や検定等のような児童生徒の進路実現のための必要性が高く、実施日の変更が難しい活動
- ・進路や進級、教育相談に係る必要性の高い個別の指導

また、不要不急の外出の自粛要請が出されている場合には、週休日等の過ごし方について、児童生徒への指導を徹底する。

学校図書館

図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。また、放課後等における自習等のスペースとして利用させる場合には、基本的な感染症対策や「3つの密」を避ける取組を徹底する。

地域への学校施設開放

本県が緊急事態宣言の対象区域となっている場合には、体育館やグラウンド等の学校施設や校内の会議室等を、外部の人に開放し使用させることは控える。

(3) 感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動

次表において、◎の学習活動は、感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動である（このうち★が付してあるものは特にリスクが高い活動）。また、次表中の○は、当該教科における基本的な感染症対策として、警戒度の段階によらず、授業担当者が留意すべき事項である。

教科	感染のリスクが高い活動（◎）とその対応例
共通	【全教科】

	◎★児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ◎★近距離で一斉に大きな声で話す活動 ○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。 【職業に関する教科の実習等】 (令和2年7月17日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(一部更新)」参照) ○事前に生徒の健康観察を行う。 ○マスクの着用や共用の教材、教具、機器、設備などを適切に消毒するとともに気候上可能な限り常時換気する。 ○貸切バス等での移動にあたってはマスクの着用、会話の自粛、車内の換気、(降車時に窓を開けるなど)を徹底する。 ○共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・手指消毒を徹底する。 ○実習(材料運搬や作業)においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行う。 ○生徒同士の距離を可能な限り確保(概ね1～2メートル)し、対面とならないように配置する。 ○空間を分割した少人数での活動を行う。 ○実習服やシーツ等の洗濯頻度を高める。
理科	◎児童生徒が密集するような演示実験 ◎児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察 ○だ液など、ヒトから試料をとって実験する場合、感染の可能性が高くなると考えられる。そのような実験の場合は、児童生徒が個人で実験するのではなく、教師の演示実験が望ましい。 ○理科室で学習を行う場合は、三密にならないように配慮した状態で行う。 ○観察、実験などの器具等の関係で、グループで行う必要がある場合は、まずは器具等を共有する前に手洗いをし、安全メガネ・マスクを着用する。器具等を使用している間は、その手で自分の顔などに触れないようにする。観察、実験などが終了した後にも手洗いをを行う。授業後、教師は器具等の洗浄、消毒を行う。 ○野外での観察や栽培活動を行う場合は、マスクを使用し、近距離での会話を避けるようにし、活動終了後には、手洗いうがいを徹底する。
保健 体育	◎★児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動 ◎★児童生徒が密集する運動 【本県が緊急事態宣言の対象区域となっている場合】 ・可能な限り屋外で実施し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避ける。 ・呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することも考えられる。 ○更衣室等の使用に際しては、時間差で使用するなど、「3つの密」が同時に

	重ならないよう配慮する。 ○学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（5月22日付け高教第219号）を十分に踏まえた対策を講じる。 ○授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。 ○水泳の授業を実施することは差し支えないが、密集・密接の場面を避けるなど、「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（5月25日付け高教第231号）を十分に踏まえた対策を講じる。 ○授業の前後に手洗いを徹底する。
音楽	◎★室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏 ○活動中はマスクを着用する。なお、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。 ○合唱については、次の点に留意する。 （令和2年12月10日付け高教第936号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照） ・マスクを原則着用する。 ・合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。 ・屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。 ・マスクは、鼻と口の両方を隙間がないよう覆った形状のものを使用する。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。 ・立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。 ・連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。 ○ギターやキーボード等の楽器をやむを得ず共用する場合は、除菌シートや

	楽器用クリーナー等で使用前後の消毒・清掃を適切に行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、授業の前後に手洗いを徹底させる。
美術 工芸 書道	◎児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動 ○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。 ○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
家庭	◎★児童生徒同士が近距離で活動する調理実習 ○調理実習における感染症対策としては、換気、マスク着用、手洗いの徹底などのほか、調理中や試食の際は、向かい合わず前向きで行うなど、飛沫が飛ばないように工夫する。 ○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。 ○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
農業 ・ 水産	○道具等は可能な限り人数分を準備する。道具等を共用する場合は適切に消毒等を行い、授業の前後に手洗いを徹底させる。 ○温室での実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、窓を開放する等の換気を行う。 ○食品製造の実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、生徒間の距離を保つ。また、適切な換気を行う。
工業	○施設・設備の消毒を徹底し、可能な限り実習道具の共用を行わない。
情報 ・ 商業	○情報機器を使用する場合は、授業の前後に手洗いを徹底する。 ○対面による販売実習については、本指針2の(1)「学校行事の実施」に準じて検討する。
福祉	◎★身体の接触を伴う実習 ○感染予防の観点から、可能な限り施設での実習を演習または校内実習等に代替することを検討する。 ○介護福祉士の養成課程における実習については、実習の代替措置等の柔軟な対応が可能であり、また、授業時間が短縮した場合であっても、当該学校等において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、国家資格の受験資格が認められる。 (令和2年2月28日付け文科省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」参照) ○校内の介護実習室での実習においては、実習ベッドは身体的距離の確保に配慮して配置したり、対人の実習ではなく、モデル人形に対する実習を行ったりするなど工夫する。 ○施設の介護実習においては、感染拡大予防に関して、生徒の動線、更衣室・実習施設での休憩室などの使用人数への配慮等について実習施設と十分に協議を行った上で実施する。また、実習が中止になることも想定し、事前

	にマニュアルを作成し、柔軟に対応できるよう代替方法を検討しておく。
総合的な探究の時間	○外部専門家等による講義等や探究活動においてフィールドワークを実施する場合は、本指針 2 の（１）「学校行事の実施」に準じて検討する。

（４）情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

平成 30 年の著作権法改正により授業目的公衆送信補償金制度が創設され、予習・復習・自宅学習用の教材等の著作物をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に限って送信することなどが可能となっている。「授業目的公衆送信補償金の額の認可について（通知）」

（令和 3 年 1 月 7 日付け高教第 1004 号）を確認し、今後の感染拡大により再び学校の臨時休業が迫られる事態に備え、児童生徒が登校できないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン教材の配信や、同時双方向型のオンライン学習等を含めた家庭学習について、試行的な実施を通して課題を明らかにし、あらかじめ準備しておく。

ＩＣＴを活用した家庭学習を課すに当たっては、各家庭における端末の保有状況や通信環境等について十分配慮することが重要であり、各学校においてその状況を把握しておく。また、必要な家庭には可能な範囲で学校の端末の貸出を検討する。

今後、各学校のＩＣＴ環境が劇的に変化することを踏まえ、通常の授業において、日頃からタブレット端末等を活用した指導の工夫・改善に取り組み、ＩＣＴ活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るとともに、個別最適化した学びを推進する校内体制を早急に整える。

3 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

これまで経験したことのない長期にわたる学校の臨時休業や外出の自粛は、児童生徒の心身の発達に少なからず影響を与えていると考えられる。学校再開後においては、児童生徒の心身の状況を把握し、これまで以上にきめ細かな指導を行う必要がある。家庭での生活が長期化したことによって、家族との関係や本人の日常生活などに著しい変化がなかったか、あるいは学校生活にうまく適応することができているか等、個別の面談等を通してその状況を把握し、教職員間で情報を共有しながら早期の対応に努める。その際、進学や就職の準備が遅れていることへの不安、思うように学習が進まないことへの焦り、部活動の大会が中止となってしまったことに対する喪失感、感染症にかかるかもしれないという不安など、通常とは異なる環境下にある児童生徒への配慮に留意する。

（１）児童生徒の自殺予防に向けた対応

児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、自殺を企図する兆候が見られた場合、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員・機関等と連携するとともに、アンケート調査や個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、保護者に対し、家庭での児童生徒の見守りを促す。

特に、長期休業明けの時期は、自殺のリスクが高まると言われており、児童生徒の観察には細心の注意を要する。

（２）児童生徒の不登校への対応

健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、組織的な体制を整えることなどにより、新たな不登校や不登校の長期化の要因になり得る児童生徒の不安や家庭環境の状況の悪化に対する支援に適切に取り組む。また、「学びの保障」のための各学校の取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、学習に対する不安を軽減するよう努める。

（３）児童虐待への対応

コロナ禍の影響による児童虐待のリスクの増加や深刻化に対しては、健康観察や健康診断の実施、面談やアンケート調査等により、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげることが重要である。特に、新入生や転入生の児童生徒に関しては、前年度との比較により変化に気付くことが困難であるため、保護者や学校間での情報交換、引継ぎ等を綿密に行うようにする。

また、教職員が虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

（４）児童生徒に対する差別や偏見への対応

新型コロナウイルス感染症に関連し、差別や偏見につながるような行為は断じて許されるものではない。このため、各学校において、当該感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの理由による児童生徒への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行うようにする。特に、医療従事者、社会機能の維持にあたる方、感染者本人や関係者等に対する偏見や差別が生じないように十分配慮する。また、教職員の言動が差別や偏見、風評被害を助長させることはあってはならないことであり、児童生徒や保護者に対しては、細心の注意を払って対応する。

なお、アンケート調査等により、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め、学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応する。

（５）卒業後の進路に関する不安への対応

① 進学

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、保護者の経済的収入が不安定となっている場合も想定される。そのため、最終学年の高校生等については、進路決定にあたり、保護者との十分な連携のもと、丁寧な進路指導を行う。その際、経済的理由により進学を断念することのないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、

日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても学校から保護者に対して適切に周知を行う。

② 就職

長期にわたる臨時休業が続いたため、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念される。こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要がある、推薦及び選考開始期日等の変更があったところである。各学校においては、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、公共職業安定所との十分な連携によるきめ細かな支援に努める。

（６）重症化のリスクの高い児童生徒への対応

- ① 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒は、重症化するリスクが高い場合があるので、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が個別に登校の判断をする。また、学校では、事前に受け入れ体制や医療的ケアの実施方法等について、学校医等に相談し、十分安全に配慮する。その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」（令和２年６月１９日付け事務連絡）を参照のこと。

なお、登校すべきでないと判断された場合、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

- ② 特別支援学校等における障害のある児童生徒については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要である。

（７）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、新型コロナウイルス感染症については、現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いをすることができる。

4 教職員の感染症対策

教職員は、自らが感染源や感染経路とならないよう、日頃から「新しい行動様式」の実践に努め、学校及び学校外の日常生活の中で、率先して基本的な感染症対策に取り組むことが求められる。同時に、体調を崩している教職員がそのことを言い出せない、体調不良を理由に休むことに後ろめたさを感じる等の職場の雰囲気になっていないか、管理職を中心に職場環境に留

意する必要がある。具体的には、急きょ出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状態等の情報共有を日頃から行うこと等の工夫が考えられる。

(1) 健康管理

毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組む。また、出勤時に、教職員の健康チェックができるようなシステムを構築するなど、教頭等が工夫して教職員一人一人の健康状態を把握し、発熱等の風邪の症状のまま、教育活動に関わることをないようにする。

また、授業も含め勤務中は、飛沫を飛ばさないよう、基本的にマスクを着用することが望ましい。マスク着用については、本指針6の(2)による。

(2) 職場における感染症対策

- ① 職員室等の換気は、教室に準じて適切に行う。
- ② 職員室等における勤務は、可能な限り他者との間隔を空ける。
- ③ 会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ④ 職員室等において共用する機器の消毒を適切に行う。
- ⑤ 職員会議や打合せ等は、時間の短縮や参加人数の削減に努める。

(3) 学校外の家庭や社会生活

教職員は、児童生徒と同様、本指針6の感染症対策を参考に、学校外の家庭や社会生活においても、マスクの着用、換気の徹底をはじめ、「3つの密」の回避や、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生等の励行に努める。また、県内の感染状況を踏まえ、宴会等の大人数での飲食を伴う集まりを自粛するなど、教職員には慎重な行動を求める。

5 家庭との連携

学校の教育活動における感染防止対策の徹底を図るとともに、その取組を児童生徒及び保護者に十分周知し理解や協力を得ることにより、学校生活の安全・安心の実現につなげる。

また同時に、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。例えば、仲のよい友人同士の家庭間の行き来や家族ぐるみの交流、不要不急の外出等を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要であることから、各家庭における「新しい生活様式」を踏まえた取組について協力をお願いする。

さらに、年度末の時期は、入試等により児童生徒が家庭で過ごす時間が長くなることから、各家庭における感染症対策の徹底を引き続きお願いする。

6 学校における感染症対策の徹底

本県の警戒度に関わらず感染リスクはゼロではないという認識に立ち、学校における感染症対策を徹底することが重要である。各学校においては、本県作成の「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル（第六次改訂版）」（栃木県教育委員会 令和2(2020)年12

月 17 日) を全ての教職員に周知徹底し、校内での共通理解の下、教育活動を行うことが求められる。その際、各学校における感染症対策の取組を各家庭にお知らせするとともに、保護者の理解や協力を得ることに努める。

(1) 基本的な感染症対策

次に示す①～⑦の基本的な感染症対策は、本県の警戒度がどの段階であっても、取り組むべきものである。

＜感染源を絶つために＞

※学校における集団感染のリスクを低減させる上で、登校時の児童生徒の健康観察は極めて重要。発熱等がありながら、学校で過ごすことのないよう上記の措置を徹底する。このことは、教職員も同様である（本指針の 4）。

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。この場合、欠席扱いにせず、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ② 登校時に児童生徒の検温結果及び健康状態を把握する。家庭で検温してこなかった児童生徒は、保健室等で検温をする。
- ③ 発熱等の風邪の症状がみられる場合、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

なお、保健室には外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう、別室等を用意する。

＜感染経路を絶つために＞

- ④ 外から校舎内に入る時、トイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを徹底する。手指用の消毒液は補助的に用いることとし、基本的には流水と石けんとする。これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。
- ⑤ 咳エチケット（咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を徹底する。咳やくしゃみを手でおさえない。
- ⑥ 通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。床や机、椅子については、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業を行う必要はない。大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1 日に 1 回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
消毒液や消毒方法等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～Ver. 5」（文部科学省 令和 2 年 12 月 3 日）を参照するとともに、学校薬剤師等から専門的な助言を得るなど連携を図る。
- ⑦ 器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うようにする。

(2) 「3つの密」を避ける取組

「3つの密」とは、「換気の悪い密閉空間（密閉）」「多数が集まる密集場所（密集）」「間

近で会話や発声をする密接場面（密接）」という3つの条件を指す。

<「密閉」の回避>

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて行う(授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はない)。空調利用時においても換気は必要である。

また、冬季において、換気により冷気が入り込み、室温低下による健康被害が生じることが懸念されるので、各学校において、保温・防寒目的の衣服の着用などについて、柔軟に対応する。

<「密集」の回避>

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)を空けることを推奨する。また、通常登校においては、1教室に40人程度を入れてよい。その際、教室内の児童生徒の間隔は、1mを目安に最大限の間隔をとることとするが、あくまでも目安であり、マスクの着用と換気を組み合わせるなどにより、教室の状況に応じて柔軟に対応する。

<「密接」の回避>

児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用する。

ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日で、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを着用する必要はない。また、体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

なお、フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。